第3版 2019年 3月12日 改訂 2018年 3月26日 2017年12月20日

JIRA 会員各位

一般社団法人 日本画像医療システム工業会 法規・安全部会 法規委員会 放射線治療計画プログラム専門委員会

放射線治療に関係するプログラムの医療機器への該当性に関する考え方について(第3版)

薬機法の施行(平成 26 年 11 月 24 日)により、医療上の使用目的又は効果がある単体プログラムも 医療機器として扱われることとなり、医療機器への該当性につきましては、厚生労働省医薬食品局監 視指導・麻薬対策課長通知『プログラムの医療機器への該当性に関する基本的な考え方について』 (平成 26 年 11 月 14 日、薬食監麻発 1114 第 5 号)にて考え方や例示が示されました。

また、平成 27 年 10 月 9 日付け厚生労働省告示第 422 号にて、放射線治療計画プログラム及び放射 線治療用 QAQC プログラムが高度管理医療機器と指定され、そのクラス分類と定義が局長通知(平成 27 年 10 月 9 日、薬生発 1009 第 1 号)で示されました。

これらを受け、放射線治療に関係するプログラムについて整理するため、法規・安全部会 法規委員会に放射線治療計画プログラム専門委員会を設け、(1)告示された放射線治療に関係するプログラムの一般的名称について、その定義の意図するところを明確にすること、(2)放射線治療に関係するその他のプログラムについて、そのプログラムが備える機能ごとに医療機器への該当性を明確にすることを目的に活動してきました。この度、関係者の協力を得て別紙1の通り整理いたしましたのでご活用ください。

なお、医療機器への該当性につきましては、その名称ではなく、機能とその使用目的により検討する必要がありますので、新たな機能を追加する場合においては、その機能に基づき都度検討が必要になります。また、判断に迷う場合においては、関連通知を参照のうえ行政へ相談を行うことを推奨します。

本考え方を示した後、平成30年3月13日付け厚生労働省告示第54号にて、放射線治療情報照合プログラムが高度管理医療機器と指定され、そのクラス分類と定義が局長通知(平成30年3月13日、薬生発0313第1号)で示されましたので、該当部分を見直し改訂版としました。

この度、本考え方に基づき個別の製品に関する機能等・目的を明確にしたフローチャート及びプログラム医療機器の該当性に関する通知に基づきクラス分類を判断するためのフローチャートを参考資料として作成し、別紙2と別紙3に追加して第3版としました。本考え方についてご不明な点がございましたら、企画部までお問い合わせください。

以上

お問い合わせ先:

(一社)日本画像医療システム工業会 企画部

〒112-0004 東京都文京区後楽2丁目2番23号

住友不動産飯田橋ビル2号館6階

FAX: 03-3818-8920

E-mail: kkkb@jira-net.or.jp

放射線治療に関係するプログラムの医療機器への該当性に関する考え方について(第3版)

放射線治療においては、より安全に確実な治療が行われるよう IT 機器を活用し、使いやすいシステムとなるよう医療現場の要求を踏まえ改善改良に取組まれております。

現時点での全体構成を図1のように考え、各機能を明確にし、医療機器への該当性を整理しました。

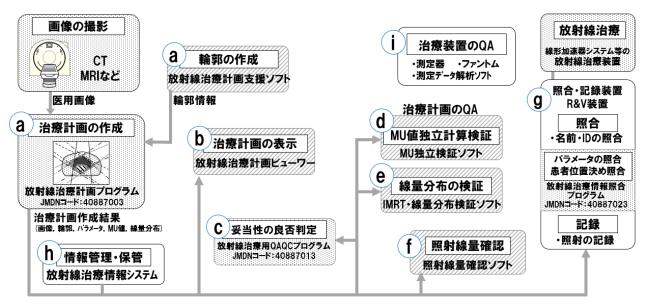


図1:放射線治療に関係するプログラムの全体構成及びそれぞれが備える機能

- (a) 放射線治療計画の作成に関係するプログラム
- ① 放射線治療計画の作成を支援するプログラムは、医療機器である放射線治療計画プログラムに該当。
- ② 線量分布計算機能を備えないが、照射方向等の幾何学的パラメータの設定・表示をして放射線治療計画の作成を支援するプログラムは、放射線治療計画プログラムに該当。
- ③ 放射線治療計画に供する目的で治療領域等の輪郭の作成を支援するプログラムは、<u>放射線治療計画プログラム</u>に該当。

注:放射線治療計画プログラム(JMDN コード:40887003)

- (b) 放射線治療計画を表示するプログラム
- ① <u>放射線治療計画プログラム</u>を用いて作成した放射線治療計画のデータを治療の目的で診るために表示する機能をもつプログラムは、医療機器である<u>汎用画像診断装置ワークステーション用プログラム</u>に該当。
- ② 放射線治療計画を治療の目的で診るために表示し、患者治療への採否を使用者が判定して、その判定 結果を放射線治療計画のデータに添付して送出する機能をもつプログラムも、医療機器である<u>汎用画</u> 像診断装置ワークステーション用プログラムに該当。
- ③ 放射線治療計画の表示に加え、放射線治療計画の作成及び修正ができる機能を有するプログラムは、 放射線治療計画プログラムに該当。
- ④ 教育用又は患者説明用に放射線治療計画を表示するプログラムは医療機器に該当しない。 注:汎用画像診断装置ワークステーション用プログラム(IMDN コード 70030012)

- (c) 治療計画の妥当性の良否の判定をおこなうプログラム
- ① 放射線治療計画の結果の線量及び MU 値の再計算をして、この計算結果によって治療計画の妥当性の良 否の判定を自動的に行う機能を有するプログラムは、医療機器である<u>放射線治療用 QAQC プログラム</u>に 該当。
- ② 機器のメンテナンスや保守点検用の機能のみのプログラムは、医療機器に該当しない。 注:放射線治療用 QAQC プログラム(JMDN コード 40887013)
- (d) MU値の独立検証に関係するプログラム
- ① <u>放射線治療計画プログラム</u>から得られた MU 値について、ダブルチェックを目的に独立して MU 値の再計算を行なって表示する機能のみのプログラムは、一般医療機器に相当するが、医療機器には該当しない。
  - なお、政令(平成 26 年政令 269 号)に基づき、一般医療機器に相当するプログラム単体の医療機器は、 医療機器の範囲から除外される。ハードウェアを含む場合、クラス I の一般医療機器に該当。
- ② MU 値の独立検証の目的だけではなく、放射線治療計画の作成または修正の目的で MU 値を計算する機能を備えるプログラムは、放射線治療計画プログラムに該当。
- ③ <u>放射線治療計画プログラム</u>を用いて作成した放射線治療計画のデータを、治療の目的で診るためではなく、MU 値のダブルチェックの目的で表示するプログラムは、一般医療機器相当であるため、医療機器プログラムには該当しない。
- (e) 計測による IMRT 等の線量分布の検証に関係するプログラム
- ① <u>放射線治療計画プログラム</u>から得られた線量分布について、ダブルチェックを目的に計測により得た 線量または線量分布や、独立して線量の再計算した結果によって線量分布の検証をする機能のみを有 するプログラムは、一般医療機器相当であるため、医療機器プログラムには該当しない。 政令(平成 26 年政令 269 号)に基づき、一般医療機器に相当するプログラム単体の医療機器は、医療機 器の範囲から除外される。ハードウェアを含む場合には、一般医療機器相当であるため、医療機器プログラムには該当しない。
- ② 線量分布の検証の目的だけではなく、放射線治療計画の作成または修正の目的で線量分布が計算できる機能を備えるプログラムは、放射線治療計画プログラムに該当。
- ③ <u>放射線治療計画プログラム</u>を用いて作成した放射線治療計画のデータを、治療の目的で診るためではなく、線量分布のダブルチェックの目的で表示するプログラムは、一般医療機器相当であるため、医療機器プログラムには該当しない。
- (f) 照射した線量の確認に関係するプログラム
- ① 放射線治療装置によるファントム等への照射中に撮影した透過画像等の線量の情報を受け取り、受け取った透過画像等からファントム内の推定吸収線量を算出するプログラムで、装置のメンテナンスや定期点検や日常の始業前点検などにのみ使用するプログラムは、医療機器に該当しない。
- ② 放射線治療装置による患者への照射中に撮影した透過画像等の線量の情報を受け取り、受け取った透過画像等から体内の推定吸収線量を計算して、<u>放射線治療計画プログラム</u>から得られた線量分布のダブルチェックの目的で表示及び比較する機能を有するプログラムは、一般医療機器相当であるため、医療機器プログラムには該当しない。
- ③ 放射線治療装置による患者への照射中に撮影した透過画像等の線量の情報を受け取り、受け取った透過画像等から体内の推定吸収線量を計算して<u>放射線治療計画プログラム</u>から得られた線量分布と比較して、放射線治療の実施可否又は継続可否の参考情報を出すことを意図するプログラムは、医療機器である放射線治療用 QAQC プログラムに該当。

- (g) 照合・記録装置に関係するプログラム
- ① 氏名や ID 番号の照合と照射結果の記録をするプログラム 放射線治療の照射に際して、<u>放射線治療計画プログラム</u>から受け取った放射線治療計画と患者情報の 氏名や ID 番号等を照合する機能および照射結果を記録する機能のみを有するプログラムは、医療機器 に該当しない。
- ② パラメータや位置決め画像の照合をするプログラム 放射線治療の照射に際して、<u>放射線治療計画プログラム</u>から受け取った放射線治療計画と放射線治療 装置のセットアップ情報のパラメータの照合や患者位置決め画像の照合を行う機能を有するプログラムは、医療機器である<u>放射線治療情報照合プログラム</u>に該当。 注:放射線治療情報照合プログラム(JMDN コード 40887023)
- (h) 放射線治療の情報の管理・記録・保管に関係するプログラム
- ① 放射線治療の予約、受付、照射日程の管理を行う機能のみであるプログラムは、医療機器に該当しない。
- ② 放射線治療計画の記録、放射線治療の照射結果の記録、治療計画の治療への採否判定結果の管理と記録、治療計画の MU 値や線量分布の検証結果の管理と記録など、データを保管する機能のみのプログラムは、医療機器に該当しない。
- (i) 放射線治療装置の品質確認(QA)に関係するプログラム
- ① 装置の日常の始業前点検などや定期点検及びメンテナンスのみに使用するプログラムは、医療機器に該当しない。

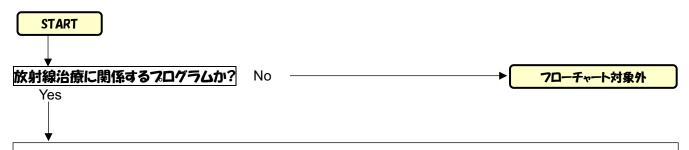
以上

## 参考

一般的名称	JMDN コード	クラス 分類	一般的名称定義
放射線治療計画 プログラム	40887003	Ш	CT 装置等から得られた結果を基に、放射線治療を行う治療領域や体内の線量分布を計算及び表示し、放射線治療計画を支援する医療機器プログラム。当該プログラムを記録した記録媒体を含む場合もある。線量分布計算を行わないものもある。
放射線治療用 QAQC プログラム	40887013	Ш	放射線治療計画装置及び放射線治療計画装置プログラムにより計算された線量及びMU値の再計算を行うことで、治療計画の妥当性を検証する医療機器プログラム。当該プログラムを記録した記録媒体を含む場合もある。
放射線治療情報照 合プログラム	40887023	Ш	放射線治療における放射線の照射に際して、放射線治療計画プログラムで定義された照射パラメータ等の情報と放射線治療装置が照射する条件を照合する機能を有する医療機器プログラム。当該プログラムを記録した記録媒体を含む場合もある。
汎用画像診断装置 ワークステーショ ン用プログラム	70030012	П	汎用画像診断装置ワークステーションを構成するプログラムであり、得られた情報をさらに処理して診断等のために使用する 医療機器プログラム。当該プログラムを記録した記録媒体を含む場合もある。

別紙 2

# 放射線治療に関係するプログラムの医療機器への 該当性に関する考え方について 「使用目的」から検討するためのフローチャート



医療機器への該当性を検討しているプログラムの「使用目的」を、以下の「表 1 使用目的別対応表」から選択し(複数選択可)、各使用目的に応じ表中の「対応」に従い該当する一般的名称を検討する。

表 1 (	体田日	취임	対応表
<b>1</b> X   1	怀内口	4 J <i>I</i> I7	シントウクス

<u>&amp; 1 14m0==101000</u>			
使用目的	対応		
   「放射線治療計画の作成又は修正」に類するもの	『表 2 放射線治療計画の作成又は修正		
「放射脈が口景計画の下放入は原正」に対するのの	<u>を目的とした一般的名称</u> 』参照		
   「放射線治療の目的で診る」に類するもの	『表3 放射線治療の目的で診ることを		
	<u>目的とした一般的名称</u> 』参照		
	『表 4 治療計画の妥当性の良否を判定		
「治療計画の妥当性の良否を判定」に類するもの	<u>することを目的とした一般的名称</u> 』参		
	照		
	『表 5 治療の実施・継続可否の参考と		
「治療の実施・継続可否の参考とする」に類するもの	<u>することを目的とした一般的名称</u> 』参		
	照		
   「データの照合・記録」に類するもの	『 <u>表 6 データの照合・記録を目的とし</u>		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	た一般的名称』参照		
   「MU 値のダブルチェック」に類するもの	『表7MU 値のダブルチェックを目的		
	とした一般的名称』参照		
   「線量分布のダブルチェック」に類するもの	『表 8 線量分布のダブルチェックを目		
	的とした一般的名称』参照		
   「教育又は患者説明用」に類するもの	『表9教育又は患者説明用であること		
	を目的とした一般的名称』参照		
-   「記録の保管」に類するもの	『 <u>表 10 記録の保管を目的とした一般</u>		
	的名称』参照		
「治療の予約、受付、照射日程の管理」に類するもの	『表 11 治療の予約、受付、照射日程		
	の管理を目的とした一般的名称』参照		
「メンテナンス・保守点検」に類するもの	『表 12 メンテナンス・保守点検を目		
	<u>的とした一般的名称</u>    参照		
	「放射線治療に関係するプログラム」		
上記使用目的全てに該当しない	かどうかを再度ご確認ください。不明		
	点があれば JIRA にご連絡ください。		

-般的名称の検討結果から、承認又は認証申請が必要な場合は申請を行う。

#### 表 2 放射線治療計画の作成又は修正を目的とした一般的名称

A B HANTANDING EVI FINANCIO PER CE-JOCIC HANTANG			
当該プログラムが有する機能	一般的名称		
2-A「放射線治療計画の作成支援機能」	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ)		
	別紙 1 (a)の①に該当		
2-B「幾何学的パラメータの設定・表示機能」	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ)		
	別紙 1 (a)の②に該当		
2.6.「沙库经过生办於可作代數化」	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ)		
2-C「治療領域等の輪郭作成機能」 	別紙 1 (a)の③に該当		
2-D「MU 値の再計算・表示機能」	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ)		
	別紙 1 (d)の②に該当		
2-E「線量分布計算機能」	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ)		
	別紙 1 (e)の②に該当		
トコ州の	表1に戻って当該プログラムの使用目的を再度ご		
上記機能全てに該当しない	確認ください。		

表1に戻る

#### 表 3 放射線治療の目的で診ることを目的とした一般的名称

当該プログラムが有する機能	一般的名称		
3-A「放射線治療計画の作成支援機能」	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ) 別紙 1 (b)の③に該当		
3-B「患者治療への採否判定結果を送出する機能」	汎用画像診断装置ワークステーション用 プログラム (クラスⅡ) 別紙 1 (b)の②に該当		
3-C「放射線治療計画のデータを表示する機能」	汎用画像診断装置ワークステーション用 プログラム (クラスⅡ) 別紙 1 (b)の①に該当		
上記機能全てに該当しない	表1に戻って当該プログラムの使用目的を再度ご確認ください。		

表1に戻る

#### 表 4 治療計画の妥当性の良否を判定することを目的とした一般的名称

11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
当該プログラムが有する機能	一般的名称		
4-A「妥当性の良否の判定を自動的に行う機能」	放射線治療用 QAQC プログラム (クラスⅢ) 別紙 1 (c)の①に該当		
4-B「メンテナンス・保守点検を行う機能」	医療機器非該当 (申請不要) 別紙 1 (c)の②に該当		
上記機能全てに該当しない	表1に戻って当該プログラムの使用目的を再度ご確認ください。		

表1に戻る

#### 表 5 治療の実施・維続可否の参考とすることを目的とした一般的名称

777 (BIM 121/2 12 12 12 12 12 12 12 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14			
当該プログラムが有する機能	一般的名称		
5-A「 <u>患者体内の</u> 推定吸収線量を算出する機能」	放射線治療用 QAQC プログラム (クラスⅢ) 別紙 1 (f)の③に該当		
上記機能に該当しない	表1に戻って当該プログラムの使用目的を再度ご確認ください。		

表1に戻る

#### 表 6 データの照合・記録を目的とした一般的名称

24 A 1 . 1 - 1101 P DD24 Q E - 200 10 111-2-10 12			
当該プログラムが有する機能	一般的名称		
6-A「パラメータ・位置決め画像を照合する機能」	放射線治療情報照合プログラム (クラスⅢ)		
	別紙 1 (g)の②に該当		
   6-B「氏名・ID 番号等の照合、照射結果の記録機能」	医療機器非該当 (申請不要)		
O-D・以右・ID 宙ち寺の照白、照別和木の記録版形」	別紙 1 (g)の①に該当		
上記機能全てに該当しない	表1に戻って当該プログラムの使用目的を再度ご		
工能機能主くに該当しない	確認ください。		

表1に戻る

#### 表 7 MU 値のダブルチェックを目的とした一般的名称

94 1 - 10  E - 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
当該プログラムが有する機能	一般的名称		
7-A「MU 値の再計算を行って表示する機能」	一般医療機器相当 (申請不要) 別紙 1 (d)の①に該当		
7-B「放射線治療計画のデータを表示する機能」	一般医療機器相当 (申請不要) 別紙 1 (d)の③に該当		
上記機能全てに該当しない	表 1 に戻って当該プログラムの使用目的を再度ご 確認ください。		

表1に戻る

#### 表 8 線量分布のダブルチェックを目的とした一般的名称

A4 44 T 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18			
当該プログラムが有する機能	一般的名称		
   8-A「放射線治療計画のデータを表示する機能」	一般医療機器相当 (申請不要)		
	別紙 1 (e)の③に該当		
8-B「線量分布を検証する機能」	一般医療機器相当 (申請不要)		
	別紙 1 (e)の①に該当		
8-C「 <u>患者体内の</u> 推定吸収線量を算出する機能」	一般医療機器相当 (申請不要)		
	別紙 1 (f)の②に該当		
上記機能全てに該当しない	表1に戻って当該プログラムの使用目的を再度ご		
	確認ください。		

表1に戻る

#### 表 9 教育又は患者説明用であることを目的とした一般的名称

当該プログラムが有する機能	一般的名称
9-A「放射線治療計画のデータを表示する機能」	医療機器非該当 (申請不要) 別紙 1 (b)の④に該当
上記機能に該当しない	表1に戻って当該プログラムの使用目的を再度ご 確認ください。

表1に戻る

#### 表 10 記録の保管を目的とした一般的名称

44 14 FRANCE O E - 300 10 11x-3-F13			
当該プログラムが有する機能	一般的名称		
10-A「記録を保管する機能」	医療機器非該当 (申請不要) 別紙 1 (h)の②に該当		
上記機能に該当しない	表1に戻って当該プログラムの使用目的を再度ご 確認ください。		

表1に戻る

### 表 11 治療の予約、受付、照射日程の管理を目的とした一般的名称

当該プログラムが有する機能	一般的名称
11-A 「治療の予約、受付、照射日程を管理する機能」	医療機器非該当 (申請不要) 別紙 1 (h)の①に該当
上記機能に該当しない	表 1 に戻って当該プログラムの使用目的を再度ご 確認ください。

表1に戻る

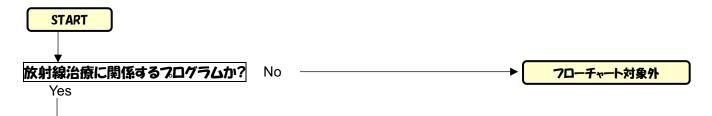
# 表 12 メンテナンス・保守点検を目的とした一般的名称

当該プログラムが有する機能	一般的名称
12-A「 <u>ファントム内の</u> 推定吸収線量を算出する機	医療機器非該当 (申請不要)
能」	別紙 1 (f)の①に該当
12-B「メンテナンス・保守点検を行う機能」	医療機器非該当 (申請不要)
	別紙 1 (i)の①に該当
上記機能全てに該当しない	表1に戻って当該プログラムの使用目的を再度ご
	確認ください。

表1に戻る

# 放射線治療に関係するプログラムの医療機器への 該当性に関する考え方について

# 『機能』から検討するためのフローチャート



医療機器への該当性を検討しているプログラムの「機能」を、以下の「表 1# 機能別対応表」から選択し(複数選択可)、各機能に応じ表中の「対応」に従い該当する一般的名称を検討する。

#### 表 1# 機能別対応表

表 1# 機能別対応表		
当該プログラムが有する機能	対応	
   「放射線治療計画の作成支援機能」	『表 2# 放射線治療計画の作成支援機能を有する一般	
「从初城/山东市  凹071下)及又1友1及形。	<u>的名称</u> 』参照	
「照射方向等の幾何学的パラメー	『表 3# 照射方向等の幾何学的パラメータの設定・表	
タの設定・表示機能」	<u>示機能を有する一般的名称</u> 』参照	
「線量分布計算機能」	『表 4# 線量分布計算機能を有する一般的名称』参照	
「治療領域等の輪郭作成機能」	『表 5# 治療領域等の輪郭作成機能を有する一般的名	
· 冶原與等Omanifix成化」	<u> </u>	
「MU 値の再計算を行って表示する	『表 6# MU 値の再計算を行って表示する機能を有する	
機能」	<u>一般的名称</u> 』参照	
「治療計画の妥当性の良否の判定	『表 7# 治療計画の妥当性の良否の判定を自動的に行	
を自動的に行う機能」	<u>う機能を有する一般的名称</u> 』参照	
「 <u>ファントム内の</u> 推定吸収線量を	『 <u>表 8#-1 ファントム内の推定吸収線量を算出する機能</u>	
算出する機能」	<u>を有する一般的名称</u> 』参照	
「 <u>患者体内の</u> 推定吸収線量を算出	『表 8#-2 患者体内の推定吸収線量を算出する機能を有	
する機能」	<u>する一般的名称</u> 』参照	
「パラメータ・患者位置決め画像の	『表 9# パラメータ・患者位置決め画像の照合を行う	
照合を行う機能」	<u>機能を有する一般的名称</u> 』参照	
「使用者による患者治療への採否	『 <u>表 10# 使用者による患者治療への採否の判定結果を</u>	
の判定結果を送出する機能」	<u>送出する機能を有する一般的名称</u> 』参照	
「放射線治療計画のデータを表示	『表 11# 放射線治療計画のデータを表示する機能を有	
する機能」	<u>する一般的名称</u> 』参照	
   「線量分布の検証をする機能	『表 12# 線量分布の検証をする機能を有する一般的名	
	<u> </u>	
「メンテナンス・保守点検を行う機	『表 13# メンテナンス・保守点検を行う機能を有する	
能」	<u>一般的名称</u> 』参照	
「治療の予約、受付、照射日程を管	『表 14# 治療の予約、受付、照射日程を管理する機能	
理する機能」	を有する一般的名称』参照	
「記録を保管する機能」	『表 15# 記録を保管する機能を有する一般的名称』参	
	照	
「氏名・ID 番号等を照合する機能、	『表 16# 氏名・ID 番号等を照合する機能、照射結果を	
照射結果を記録する機能」	記録する機能を有する一般的名称』参照	
	「放射線治療に関係するプログラム」かどうかを再度	
上記機能全てに該当しない	「ご確認ください。不明点があれば JIRA にご連絡くださ	
	ιν <sub>°</sub>	

一般的名称の検討結果から、承認又は認証申請が必要な場合は申請を行う。

#### 表 2# 放射線治療計画の作成支援機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
2#-A 「放射線治療計画の作成又は修正」に類する	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ)
もの(※)	別紙 1 (a)の①に該当
2#-B「放射線治療の目的で診る」に類するもの(※)	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ)
	別紙 1 (b)の③に該当
上記使用目的全てに該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度
	ご確認ください。
※: 2#-A のプログラムは治療計画の作成を目的としたものであり、2#-B のプログラムは他のプログラム	
で作成された治療計画を診ることを目的として、それを修正(又は再作成)するものである。	

表 1#に戻る

#### 表 3# 照射方向等の幾何学的パラメータの設定・表示機能を有する一般的名称

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
使用目的	一般的名称
3#-A 「放射線治療計画の作成又は修正」に類する	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ)
もの	別紙 1 (a)の②に該当
上記使用目的に該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度 ご確認ください。

表 1#に戻る

#### 表 4# 線量分布計算機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
4#-A 「放射線治療計画の作成又は修正」に類する	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ)
もの	別紙 1 (e)の②に該当
上記使用目的に該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度
	ご確認ください。

表 1#に戻る

#### 表 5# 治療領域等の輪郭作成機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
5#-A 「放射線治療計画の作成又は修正」に類する	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ)
もの	別紙 1 (a)の③に該当
上記使用目的に該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度 ご確認ください。

表 1#に戻る

#### 表 6# MU 値の再計算を行って表示する機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
6#-A 「放射線治療計画の作成又は修正」に類する	放射線治療計画プログラム (クラスⅢ)
もの	別紙 1 (d)の②に該当
6#-B 「MU 値のダブルチェック」に類するもの	一般医療機器相当 (申請不要)
OH-B 「MO 他のダブルアエック」に残りるもの	別紙 1 (d)の①に該当
上記使用目的全てに該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度
工品区の口が主くに該当しない	ご確認ください。

#### 表 7# 治療計画の妥当性の良否の判定を自動的に行う機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
7#-A 「治療計画の妥当性の良否を判定」に類する もの	放射線治療用 QAQC プログラム (クラスⅢ) 別紙 1 (c)の①に該当
上記使用目的に該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度ご確認ください。

表 1#に戻る

#### 表 8#-1 ファントム内の推定吸収線量を算出する機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
8#-1-A 「メンテナンス・保守点検」に類するもの	医療機器非該当 (申請不要) 別紙 1 (f)の①に該当
上記使用目的全てに該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度 ご確認ください。

表 1#に戻る

#### 表 8#-2 患者体内の推定吸収線量を算出する機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
8#-2-A 「治療の実施・継続可否の参考とする」に類	放射線治療用 QAQC プログラム (クラスⅢ)
するもの	別紙 1 (f)の③に該当
8#-2-B 「線量分布のダブルチェック」に類するも	一般医療機器相当 (申請不要)
0	別紙 1 (f)の②に該当
上記使用目的全てに該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度
	ご確認ください。

表 1#に戻る

#### 表 9# パラメータ・患者位置決め画像の照合を行う機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
9#-A 「データの照合・記録」に類するもの	放射線治療情報照合プログラム (クラス皿) 別紙 1 (g)の②に該当
上記使用目的に該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度 ご確認ください。

表 1#に戻る

#### 表 10# 使用者による患者治療への探否の判定結果を送出する機能を有する一般的名称

女 10™ 作用自にひるぶ自治原、心抹白心がに和木で心山りる成形で行りる。 限り合作	
使用目的	一般的名称
10#-A 「放射線治療の目的で診る」に類するもの	汎用画像診断装置ワークステーション用
	プログラム (クラスⅡ)
	別紙 1 (b)の②に該当
上記使用目的に該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度
	一ご確認ください。

#### 表 11# 放射線治療計画のデータを表示する機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
11#-A 「放射線治療の目的で診る」に類するもの	汎用画像診断装置ワークステーション用 プログラム (クラスⅡ) 別紙 1 (b)の①に該当
11#-B 「MU 値のダブルチェック」に類するもの	一般医療機器相当 (申請不要) 別紙 1 (d)の③に該当
11#-C 「線量分布のダブルチェック」に類するもの	一般医療機器相当 (申請不要) 別紙 1 (e)の③に該当
11#-D 「教育又は患者説明用」に類するもの	医療機器非該当 (申請不要) 別紙 1 (b)の④に該当
上記使用目的全てに該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度 ご確認ください。

表 1#に戻る

#### 表 12# 線量分布の検証をする機能を有する一般的名称

44 18 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
使用目的	一般的名称
12#-A 「線量分布のダブルチェック」に類するもの	一般医療機器相当 (申請不要) 別紙 1 (e)の①に該当
上記使用目的に該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度 ご確認ください。

表 1#に戻る

#### 表 13# メンテナンス・保守点検を行う機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
13#-A 「治療計画の妥当性の良否を判定」に類する	医療機器非該当 (申請不要)
もの	別紙 1 (c)の②に該当
13#-B 「メンテナンス・保守点検」に類するもの	医療機器非該当 (申請不要)
	別紙 1 (i)の①に該当
上記使用目的全てに該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度
	ご確認ください。

表 1#に戻る

#### 表 14# 治療の予約、受付、照射日程を管理する機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
14#-A 「治療の予約、受付、照射日程の管理」に類	医療機器非該当 (申請不要)
するもの	別紙 1 (h)の①に該当
上記使用目的に該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度 ご確認ください。

表 1#に戻る

#### 表 15# 記録を保管する機能を有する一般的名称

ALLO DOS CHE A CHARGE 11 A CHARGE	
使用目的	一般的名称
15#-A 「記録の保管」に類するもの	医療機器非該当 (申請不要) 別紙 1 (h)の②に該当
上記使用目的に該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度 ご確認ください。

## 表 16# 氏名·ID 番号等を照合する機能、照射結果を記録する機能を有する一般的名称

使用目的	一般的名称
16#-A 「データの照合・記録」に類するもの	医療機器非該当 (申請不要) 別紙 1 (g)の①に該当
上記使用目的に該当しない	表 1#に戻って当該プログラムが有する機能を再度 ご確認ください。

### 放射線治療関連プログラムに関する該当性判断フローチャート

